

リスクリング推進宣言 Q & A

令和4年5月25日作成

令和4年12月1日追加

Q1. 会社にホームページがないのですが、宣言書をホームページや SNS に掲載するのは必須ですか？

A. はい、県内の機運醸成も目的とした取組のため、必須の要件にしています。通常、SNS のアカウント開設は無料ですし、代表者個人の SNS への掲載も可能ですので、会社でホームページを作成する予定がない場合は、SNS への掲載をご検討ください。

Q2. 宣言書は様式1のフォーマットどおり掲載する必要がありますか？

A. 基本的にはフォーマットどおり作成し、PDF や画像形式で掲載いただくことを想定していますが、例えば、会社のホームページ運用ガイドライン上そのまま掲載することが困難な場合や、SNS での拡散性を高めるために PDF や画像形式では掲載しづらい場合などは、フォーマットどおり掲載いただかなくても問題ありません。ただし、その場合も「広島県リスクリング推進宣言」という文言と「リスクリングマーク」を宣言と一緒に掲載してください。

Q3. ITパスポート取得支援補助金の申請をする場合は、宣言書の取組内容にITパスポートの取得について記載する必要がありますか？

A. いいえ、記載していなくても構いません。

Q4. 要領には、「広島県外本社企業については、事業所（支店、営業所等）単位での登録も可能である。ただし、原則、広島県内の事業所であることとする。」と記載しているが、例外的に県外事業所の登録が認められるケースはあるのか？

A. 認められるケースとしては、中国地方の事業所を総括する事業所が広島県以外にある場合などを想定しています。登録できるかどうか悩まれていることがあれば、ご相談ください。